



平成 28 年 9 月 30 日
復興庁

「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」 の公表について

復興庁及び環境省は、福島県における「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」を取りまとめました。

対応方針では、道路等側溝堆積物の撤去・処理を行う市町村等を国や福島県が支援するとともに、市町村等に対して福島再生加速化交付金等による財政支援を行うこととしています。

この対応方針に基づき、国、県、市町村が一体となって取り組みを進めてまいります。

(対応方針の概要)

- ・ 市町村が、国及び福島県とともに、最終処分場や仮置場を確保し、道路等側溝堆積物の撤去・処理を行う。
- ・ 環境省は、8000Bq/kg 以下の廃棄物につき、廃棄物処理業者等に対する処理の働きかけや、周辺住民の理解が得られるよう協力。
- ・ 8000Bq/kg を超える道路等側溝堆積物については、状況を把握し関係機関間で必要な整理を行った上で、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテック）又は中間貯蔵施設に搬入。
- ・ 国は、福島再生加速化交付金に新事業を創設するとともに、震災復興特別交付税交付金を交付して、上記の撤去・処理を行う市町村に対して財政支援を行う。
- ・ 市町村が本事業を実施する地区内に存在する県管理道路の側溝堆積物の撤去・処理に対しても、同じ条件の下、福島県に対して財政支援を行う。
- ・ 福島再生加速化交付金による支援措置は今回限り。

○ 除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針(別添)

本件連絡先：
復興庁
原子力災害復興班 田中、村川、清水
TEL：03-6328-0250

(別添)

除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針

平成28年9月30日
復興庁
環境省

1. はじめに

福島第一原子力発電所の事故発生前は、地域住民による清掃活動等を通じ、道路等側溝堆積物の撤去を実施していた。事故発生後、放射性物質を含んでいることを理由に側溝堆積物の処分が困難になったことや、市民による清掃活動を中止したことにより、通常の維持管理活動が中断されている地域がある。

その後5年が経過し、側溝堆積物が蓄積した結果、側溝が閉塞し、豪雨時の路面の冠水、夏場の悪臭や害虫発生が顕著になっている箇所も発生している。

これまで、除染実施区域内においては放射性物質汚染対処特別措置法に基づいて除染が行われており、当該区域内であって空間線量率が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上のところについては、同法に基づき、除染によって道路等側溝堆積物の撤去がなされ、中間貯蔵施設への搬入を行うこととされている。

一方で、除染等の措置は、放射線防護手段の一つとして、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させることを目的としており、空間線量率が低い地区では実施されない。

このような状況から、与党からも、福島県における除染対象以外の道路側溝堆積物など指定廃棄物とならない土壌等の処理に関し、市町村が実情に応じて処理のプロセスを決定して国が必要な支援を行うことについて、国が方針を示すべきとの提言を受けた（「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言 ～復興・創生への道筋を明示～」(平成28年8月24日 自由民主党・公明党)）。

以上を踏まえ、以下の通り、除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針を示すこととする。

2. 最終処分場等の確保

国及び福島県の支援の下、市町村が最終処分場や仮置場を確保することとする。

なお、 8000Bq/kg を超える道路等側溝堆積物については、状況を把握し関係機関間

で必要な整理を行った上で、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテック）又は中間貯蔵施設に搬入することとする。

（8000Bq/kg 以下の道路等側溝堆積物）

- ・ 8000Bq/kg 以下の道路等側溝堆積物については、市町村が最終処分場や仮置場を確保する。
- ・ 国及び福島県は、市町村が行う仮置場の確保に協力する。
- ・ 環境省は、福島県等と連携して、廃棄物処理業者等に対して 8000Bq/kg 以下の廃棄物の処理を働きかける。
- ・ 環境省は、市町村や福島県の要望に応じて、8000Bq/kg 以下の廃棄物が通常の処理方法で適切な管理を行うことにより、安全を確保した上での処理が十分に可能であることの理解が得られるよう協力する。

（8000Bq/kg を超える道路等側溝堆積物）

- ・ 8000Bq/kg を超える道路等側溝堆積物については、その除去が福島復興のために必要不可欠なものであることを踏まえ、状況を把握し関係機関間で必要な整理を行った上で、特定廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入する。
- ・ 搬入までの間、市町村が必要な仮置場を確保する。
- ・ 国及び福島県は、市町村が行う仮置場の確保に協力する。

3. 道路等側溝堆積物の撤去・処理プロセスの決定

市町村は、確保の見通しが得られた最終処分場又は仮置場の容量に応じて、撤去・処理の優先順位をつけながら、適切な工法で道路等側溝堆積物の撤去・処理を行うこととする。

国及び福島県は、市町村が上記の撤去・処理を行うプロセスを決定する上で、必要な支援を行うこととする。

- ・ 市町村は、確保の見通しが得られた最終処分場又は仮置場の容量に応じて、道路等側溝堆積物の撤去・処理を行うこととする。
- ・ 市町村は、側溝の閉塞状況、悪臭等の状況を鑑み、撤去・処理の優先順位をつけ、処分を必要とする道路等側溝堆積物の量を調整する手法を検討する。
- ・ 対象市町村内で公共事業等を実施する際に地域住民の理解を得られた場合、道路等側溝堆積物の再利用に努める。
- ・ 環境省は、除染の施工手順（底質の撤去、道路等側溝堆積物の吸引回収等）に関する知見を有していることから、市町村が処理プロセスを検討する上で必要な知見を提供する。

- ・ 環境省及び福島県は、市町村が廃棄物としての処理を行う際には、廃棄物処理法上の手続きに係る技術的な助言を行う。

4. 財政支援

国は、自ら最終処分場・仮置場を確保して道路等側溝堆積物の撤去・処理を行う市町村に対して、適切な範囲で、財政支援を行う。

〔福島再生加速化交付金による支援〕

- ・ 復興庁は、福島再生加速化交付金に、市町村が行う道路等側溝堆積物の撤去・処理を支援する事業を創設する。

〔対象要件〕

- ・ 次に掲げる事項全てに該当する地区を財政支援の対象の要件とする。
 - ① 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染実施計画を策定した市町村
 - ② 堆積物による側溝の閉塞が生じて実害（路面の冠水、悪臭・害虫による衛生悪化）が発生している箇所を含む地区又は従前の道路等側溝の維持管理活動が中断している地区
 - ③ 除染により道路等側溝堆積物を撤去・処理していない地区

〔支援の範囲等〕

- ・ 通常の道路等側溝の維持管理活動を再開するための支援であることを鑑み、一地区、一回に限り国の財政支援を行うこととする。
- ・ 福島再生加速化交付金による補助率は1／2とし、市町村負担分は、震災復興特別交付税交付金を交付することとする。
- ・ 復興庁が関係省庁の協力を得て交付金の交付及び監督を行う。

5. 県管理道路等側溝の堆積物の取扱い

本事業において、市町村が道路等側溝堆積物の撤去・処理を行う地区内に福島県が管理する道路等が存在し、その側溝の堆積物の撤去・処理が必要な場合で、2～4において市町村が果たすべき事項を福島県が履行しているときは、国は市町村と同様に福島県に対して、適切な範囲で、財政支援を行う。